四　いかだ運送事業

(イ)　一種港		(ロ)　二種港及び三種港
京浜	三十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	(1)　次に掲げる場合以外の場合 当該港湾における推定による、木材（港湾運送のうち法第二条第一項第五号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及びいかだ運送事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の木材を年間に処理し得る施設及び労働者 (2)　特定限定許可を受けようとする場合　事業計画に記載された取扱数量の木材を当該事業計画に記載された事業の実施期間に処理し得る施設及び労働者
名古屋	三十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	
大阪	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	
神戸	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	
関門	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	

備考

一　この表において一種港、二種港及び三種港とは、それぞれ次の港湾をいう。

イ　一種港

京浜、名古屋、大阪、神戸及び関門

ロ　二種港

小樽、室蘭、苫小牧、釧路、青森、八戸、宮古、釜石、仙台塩釜、小名浜、秋田船川、酒田、新潟、鹿島、木更津、千葉、横須賀、清水、三河、衣浦、四日市、伏木富山、金沢、敦賀、舞鶴、尼崎西宮芦屋、姫路、高松、坂出、新居浜、高知、尾道糸崎、広島、徳山下松、博多、三池、水俣、鹿児島及び那覇

ハ　三種港

稚内、留萌、函館、久慈、大船渡、石巻、両津、直江津、日立、田子の浦、七尾、宮津、和歌山下津、阪南、東播磨、徳島小松島、今治、松山、郡中、岡山、宇野、水島、笠岡、福山、呉、境、岩国、三田尻中関、宇部、小野田、苅田、大牟田、唐津、伊万里、臼浦、相浦、佐世保、長崎、三角、八代、大分、津久見、佐伯、細島、油津、名瀬、運天、平良及び石垣

いかだ運送事業

一種港		二種港及び三種港
京浜	三十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	当該港湾における推定による、木材（港湾運送のうち法第二条第一項第五号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量及びいかだ運送事業の許可を受けている者の数を考慮して当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の木材を年間に処理し得る施設及び労働者
名古屋	三十五万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	
大阪	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	
神戸	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	
関門	八万トンの木材を年間に処理し得る施設及び労働者	

備考　この表において一種港、二種港及び三種港とは、それぞれ次の港湾をいう。

一　一種港

京浜、名古屋、大阪、神戸及び関門

二　二種港

小樽、室蘭、苫小牧、釧路、青森、八戸、宮古、釜石、仙台塩釜、小名浜、秋田船川、酒田、新潟、鹿島、木更津、千葉、横須賀、清水、三河、衣浦、四日市、伏木富山、金沢、敦賀、舞鶴、尼崎西宮芦屋、姫路、高松、坂出、新居浜、高知、尾道糸崎、広島、徳山下松、博多、三池、水俣、鹿児島及び那覇

三　三種港

稚内、留萌、函館、久慈、大船渡、石巻、両津、直江津、日立、田子の浦、七尾、宮津、和歌山下津、阪南、東播磨、徳島小松島、今治、松山、郡中、岡山、宇野、水島、笠岡、福山、呉、境、岩国、三田尻中関、宇部、小野田、苅田、大牟田、唐津、伊万里、臼浦、相浦、佐世保、長崎、三角、八代、大分、津久見、佐伯、細島、油津、名瀬、運天、平良及び石垣